

別表第 2（第 3 条関係）

項 目	検 査 方 法	基 準
一般細菌	標準寒天培地法	1 ミリリットルの検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	1 リットル中 0.04 ミリグラム以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	1 リットル中 10 ミリグラム以下であること。
塩化物イオン	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法又は滴定法	1 リットル中 200 ミリグラム以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	1 リットル中 3 ミリグラム以下であること。
pH 値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
味	官能法	異常でないこと。
臭気	官能法	異常でないこと。
色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5 度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	2 度以下であること。